

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第9回）会議録

平成24年1月27日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 書記

書記長	山田 圭二	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

5 委員会に付した事件

- (1) 記録提出について
- (2) 次年度予算について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

6 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

皆さんおはようございます。ただいまより第9回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を開催させていただきます。

前回、委員会におきまして、組合への記録提出請求の議決をいたしました件につきまして、1月16日付で記録提出請求手続を議長に依頼をし、管理者から1月24日付で提出をされました。お手元に配付いたしております記録提出、県央県南広域環境組合関係第7回甲第56号証でございます。県央県南広域環境組合情報公開条例上において非公開情報とすべき内容が含まれ

ている可能性もあるので、取り扱いは特に注意をしてほしいとの申し出が管理者からあっておりますので、その旨よろしく願いいたします。

まずは委員会で調査する記録ということで、原本との照合を正副委員長でこの場で行います。

書記、原本の提出をお願いいたします。

(原本との照合)

○委員長（西口雪夫君）

間違いなく原本の写しが提出されておりますことが確認できました。

次に、昨年12月19日開催の第7回委員会において記録提出請求の議決をいたしておりましたJFEエンジニアリング株式会社への請求につきましては、前回委員会で報告いたしておりました提出期限の1月17日に記録提出請求書へのご回答という文書で提出されています。この前、皆様方にファクスで送りました、その件でございますけれども、黄色いファイルを見ていただきたいと思います。

別表で、記録提出ができない理由を回答内容としてそれぞれ記載をされております。

また、参考資料として2004年3月のJFE技報を送付されておりました。文章を確認していただき、委員の皆さん方のご意見を賜りたいと思います。前もってファクスで送っておりましたので、皆様方、1回確認はされておりますので、これに対しまして、何かご意見ございませんでしょうか。町田委員。

○委員（町田康則君）

私も、これファクスでいただきまして思いましたのは、回答のほうは提出不可能、2のほうも提出不可能というふうに書いてありまして、僕らがこの応札条件としては、社内で絶対、こちらは金額を示しているわけですから、6億5,000万円以内で、ですね。それに対する根拠というのは絶対持っていないとちゃいけないというふうに思うのに、それが、2社が統合したからどうのこうのと書いてあるんですが、それはおかしいなと思ひまして。僕は、最終的にこれを読ませて一番思いましたのは、皆さん方に今から渡そうと思うんですが、とにかくこの間の弁護士の先生の話聞いておひまして、やはりこの施設が欠陥品であるということ、きちっと私どもこの委員会で示さなきゃならない。それには、私ども一番やっぱり、私もこの間も言いましたけど、甲第16号証の石河さんの意見書ですね。それから、甲第13号証の4年間の運転報告書のまとめ、これを本当に何回も読みまして、これに

基づいてやっぱりきちっと攻めていかなきゃならないということと、それともう1つ、平成何年ですかね、私、さっき渡したのには書いてあるんだけど。2008年、平成20年の3月期にJFEホールディングスが、ごみ処理プラント事業で500億円規模の特別損失を計上し、今後17年にわたって生じる損失引当金としたことを追及すべきであるというふうに思いました。操業、保守のコストが受注時の見込みを大幅に膨らみ、今後も赤字を出し続けることが確定的となったため、2024年までに発生が見込まれる損失を損失引当金として一括計上しているわけですね。ですから、私どもはそのためにも、石河さんのこの意見書や運転報告書で攻めると同時に、実際にJFEが造ったのが3カ所ほかにございます。岡山県倉敷市、徳島県阿波市、埼玉県さいたま市、さいたまはちょっと遠いんですけど、近くの方の現地調査をやっぱり行って、もう、きちっとした格好で、あなたが入れたのは、ほかのところもこういう状態じゃないですかと、そういうことを言わないと、最終的にこの施設が欠陥品であるということを認めないんじゃないかなというのをつくづく感じましたので、ぜひ、やはりこの回答書が、もう提出不可能、提出不可能ということでは、この百条委員会を本当になめているなというふうにしか思いませんので、ぜひそこら辺のことを委員会の方々も考えていただければというふうに思います。

○委員長（西口雪夫君）

私も、ある程度向こうからの返答はこういったことが来るかなということを感じておりましたけれども。ほかに皆さん方のご意見はございませんか。

副委員長、何かこの件に関しまして。

○副委員長（柴田安宣君）

確かに、今、裁判で係争中であるわけですから、当事者にとっては出しづらいうところがあるでしょう。ただし、これはこの炉の根幹をなすことであって、そのデータは、少なくとも造った会社としては本来出すべきことであるわけなんですよね。ですから、それでもなおかつ出せないということであれば、今までの、これを今まで選んだ機種を選定から今までの出されたデータが正確であるかどうかを再度調査しながら、現実に最初の予定とすれば相当違っているということを出し上げて、そして、その違った予定と現実の違いの3倍とか2倍とかいう違いが出るとわけですから、視察も、それを基に視察をして、お互いにこの炉のやり方について違うでしょうけれども、そこら辺をたたき上げたデータを基に、そのJFEとも議論しなきゃいかんところがあるし。それから、その視察に行くならば、現実の差を詰めたところでもって視察に行かないと、行って見ただけじゃ意味ないだろうと思うんです。ですから、よその炉が順調に効率のいい運転ができておればそれ

は幸いですけれども、そうでない場合は、それぞれの情報交換をしながら、施設の今後の対応とかいうことも含めて検証するならそれまでして、それから百条のためになるようなことをするべきだというふうに思うんです。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどの町田委員の中で、石河さんの話を、一応当局にはしたんですけど、3月ぐらいにこちらにみえるという予定ございますので、そのときに一緒にお話を聞ければと思っておりますので、その方向でまずその辺はつめてみたいと思っております。

それで、あとその視察の件に関してなんですけれども、予算に最初、視察経費入れておりました。ところが今年度、実際提出資料を見ておわかりのごとくたくさん資料を提出しまして、コピー代がかなりオーバーしとる部分がありますので、一応その辺を、視察の費用はもう一応コピーのほうに回そうかなという案はあったんですけど、ただ、この後次年度の予算の話をするので、その辺でまた皆さん方にご意見を出していただいて、どうするかを決めていただければと思っております。はい、町田委員。

○委員（町田康則君）

私も、そんなに視察をするつもりなんて最初は元々なかったです、気持ちもなかったです。ただ、このJFEからの回答書を見たときに、提出不可能とかどんな社員が係わったとかといった場合に、この委員会の調査の関係でどのような必要性があるのかとか、そういうのを書いてあるけど、全くこちらの回答を無視したような、だから、そしたらほかに4カ所造ったそこのを見て、あなたどこも、ここが欠陥品というふうに言うんじゃないかと。そこを攻めないことには、向こう側もぐうの音も言わせぬようにせんといかんなど思ったもんですから、それはもう予算の内ですから、私どもは予算内でしてください。ただ、そういうつもりで私は思った次第でございます。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、何か。（「今の件じゃなくても」の声あり）よかです、よかです。

○委員（松永隆志君）

向こうの回答の別表を見ていくと、私ら、変更覚書のところを今日も質問項目書いてちょっと委員長提出しておりますけれども、資料が全くないわけですね、組合としても。だから、向こうの方の会社としてのものを、何か記録と、会社内で当然参画された方が会社への報告という形のものがありますかということで問い合わせやったわけです。その回答ばちょっと見ていただきたいんですけれども、その別表の一番下、「貴組合にご確認いただければ

おわかりいただけると存じますが」から始まってですよ、「議事録は組合弊社間で作成していませんでしたので提出することができません。」と、この弊社間の、組合と弊社間で作る議事録じゃなくて、そちらの御社の記録というのがないんですかと聞いているとに何でこうなのかなと。やっぱり当然そういうふうな、それ本当ならば文書管理のあれで、その当時のものはもうすべて文書のあれの規程で存在しませんと言わずならわかるとけど、組合弊社間で作成していないのはそれはわかりきったことでね、こっちの趣旨がわかつたらすとか、わざとこういう言い方しとらすのか、その辺はちょっとわかりませんが、とにかく私らとしては、この辺の状況がもうちょっと、あとはもうじかにご質問するしかないのかな。当時係わった方の名前はもう大体わかっておりますので、その中でも、特に土井さんの陳述書や何かで出てくるお名前の方、そして、向こうの発言の部分も触れてありますので、そういうところについて、もう私もしていくしかないのかなと、そういう気がしております。

それと、もう1回、向こうとしての文書を保管してあるならばという、そういう聞き方でもう1回問うていいものかどうか、その辺はもうあと弁護士さんのご意見をちょっと聞かんばと思っております。どっちみちその辺出す気はあらっさんとやろうなという気はいたします。

○委員長（西口雪夫君）

3番の、結局、当時の氏名確認ですね、これも一応お願いしたんですけども、こういう返答が来ております。ただ、今、私たちが提出していただいた資料の中にかなりお名前も出ていますので、そういった中で直接招致してお話を聞く以外ないかなと私は思っております。はい、副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

今、指摘された4項ですね、その変更覚書について作成していませんと、組合弊社間で作成していませんでしたので提出することができませんということでもありますけれども、組合のほうに控えてある議事録にしても正確なやつがないと。これの作成に当たって必要性を感じて、急急にしたのは要するにJFEであって、本来1年ぐらい試運転をしながら、その性能等の、能率等の、また発電能力とかいうことを確認してから、本当はこの変更覚書をするのが実際であったろうと思うんですよ。

ところが、稼動する前にどうしても、稼動に当たってデータが出る前に急いで取り決めたというふうな感じがしてならんわけですから、恐らくこれを記録として残されてはおると思うんですよ。おるんですけども、取り決めになかったということですから、これがその当時、こっちの担当者とか事務局等が参考人として招集するわけですから、その時点でその記録がどうい

ことでしたのかということを確認しながら、もう1回、そういうことで要請したら、幾らかもうちょっとましな文書が出てきはせんかと思うんですけども、そこら辺でいかんとしょうがないんじゃないかと思うんですけどね。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員、何かご意見ございませんか。

○委員（笠井良三君）

これを拝見させていただきまして、やはり何1つ回答が出ないということについては、私たち独自でもう少しやっぱり調査が必要だと。性能に関して、特に調査をすべきだというふうに、私も思うわけです。

特に、この変更覚書のところで、これは2年間ほどずっと議論されているようですもんね。その辺の記録が全くないというのは、もう本当ちょっと心外ですね。そういうことで、もう少し調査をして、独自ですべき方法しかないのかなというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

田添委員、何かこの件に関してありませんか。

○委員（田添政継君）

率直に読んだ感じでは、やっぱりこの文書に関してだけでもいいから読んで、何でもこういう回答になるのかということを確認すべきだと。特に、その文書の保存の対象の文書なのか、保存期限なのかというJFEの社内規程ですね。そういったものを含めて、どこに該当するのかということをはきちんと詰めていかないと、私たちとしては必要だから資料提出を求めたわけであって、この内容で決して引くことがあってはならないし、JFEに対する私たち百条委員会の基本的な姿勢を示す一番大きな機会だと思うので、ここは非常にきちんと相手側に対して対応していかなくちゃいけない、毅然と対応しなければいけないというふうには思います。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、何かありませんか。

○委員（上田 篤君）

こういう回答が来るだろうとやっぱり予想されておりましたよね、この間の態度を見てもですね。そうですね。そうですね、やっぱり非常に腹立ちますよね、こういう態度はですね。

それと、今日、ちょっと質問ということで後で質問させてもらいますけれども、やっぱり百条の場で本当に細かく細かく、とにかく詰めることが大事だなと思いますね。こっちはこっちで再度要求しながらですね。だから、自分なりに考えてみたんですけど、やっぱりまだ全部じゃないと思いますので、ぜひほかの質問も含めて、これはもうJFEのこの施設が欠陥だということを、

はっきりわかるようにしておくことが一番大事だと私は思うんですよ。そういう点でやっぱり勉強せんといかんなと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

はい、副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

その4項の件ですけれども、一番問題は、全くこちら側にはデータが開示していない中で、これを作成して変更してしまったということが第一の問題点と思うんですよね。というのは、日本中探しても、そのサーモセレクト方式で発電機がセットしてある機械が全くないんですよね、当時、変更覚書を取り交わした時点で。それで、この思惑として書き上げた品物になっていると。それから、焼却に資するガス代とか酸素、それから電気代、それがどれぐらい掛っているのかというデータが、こちら側には多分提示していないということですから、これがどういう形でこの取り交わしの中で、開示してあるデータがどれぐらいの程度であったかと。ほとんどこの覚書に基づいてやったということでありながら、実質的には覚書の総枠を決めているやつからはみ出るようなことになってしまっているということでは、そこに基になるデータというのは、持っているのはJFEだけですよね。その中で取り交わしたということですから、それで議事録を持っていないということは、恐らく変な話の中でこういう流れを作ってしまったというふうなことです。こちら側ではそのデータがどれぐらいの変更覚書を取り交わす時点で、自分たちが持っているデータがこれに現在の能力を推測できるぐらいのデータがあったか、なかったかと、恐らく出していないなら出していないうちでこれを取り交わしたということは卑怯なんですよ。ですから、そこら辺を厳しくやっつけていかんと、それで詮索していかんとしようがないだろうと、答えは出てこないだろうと思うんですよね。

○委員長（西口雪夫君）

今日、この後に松永委員、そしてあと上田委員と町田委員から、一応今回の質問事項書のあれだけの案が出ていますので、その辺でまた詳しく、この件に関してまた煮詰めてみたいと思います。それで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

今回の記録提出請求時に、組合に今回は説明要求をしておりませんでしたので、書記のほうで今回の組合の記録提出について、組合からの補足説明を依頼されていることがあれば、少し説明をしていただきたいと思います。

書記、お願いします。

○書記長（山田圭二君）

それでは、今回提出されました記録の提出に関して、補足説明ということで組合のほうから聞いていることがございますので、私のほうでかわりにご説明させていただきます。

まず、提出されている甲第56号証をご覧ください。

前回請求されましたのが、裁判の証拠書類として提出している甲第51号証の請求ということでございまして、その証拠書類ですが、性能保証に関する覚書（変更協議資料）ということでございました。

それで、今回提出されたのがこちらになりますが、これ自体は右の上の方に手書きで書いてあるものが、あと文面の中にも手書きで書いてあるものがございまして、これは当時の職員が保有していたものということで裁判の証拠になるということで、証拠書類として提出されているということでございます。

あと、日付に関しまして、平成15年9月17日と申しますのが、変更覚書の協議の第1回目ということでございました。

以上、補足説明ということですが。

○委員長（西口雪夫君）

こっちに対しては、いいですか、ちょっと順番がちょっと違ったんですけど、いいですか、こっちの説明はなくて。

○書記長（山田圭二君）

JFEからの文書に関しましては郵送でいただいております、特段その書類に関するコメントというのは聞いておりません。

○委員長（西口雪夫君）

副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

この3の、どのような必要性があるのか、いま少し明らかにしていただきたいと思っておりますとあるでしょう、最後に。この本施設に係わったJFEエンジニアリング等の社員を含む一覧表、役職、ここに主な人だけで全部を出す必要はないだろうと思うんだけど、改めてそこにおられた、何年ごろの、ここにこういう形でおられたということは、こっちの方である程度わかるわけでしょう。

○委員長（西口雪夫君）

ある程度わかっています。

○副委員長（柴田安宣君）

そうしたら、それをどこに今、おられるかという程度の調査ぐらいは相談に乗ってくれるんじゃないかと思うんだけどな。そげんせんば、文書の出しようがなかでしょう。会社に出すにしても、そこら辺を改めて出して、今度、

招集を、招聘をするにしても、どこにどげんしておられるかということまで文書を添付して送らんわけにはいかんですよ。だから、それぐらいは再度要請したらどうなのかと思うんですけどね。主な人間だけで構わんだろうし、変更覚書に係わった人たちは名前は出ていますから、現在どこにおられるかということぐらいはわかるじゃないかと思うんですけどね。

○委員長（西口雪夫君）

今、副委員長のほうから、おおまかに携わった方の住所あれこれ、もう1回提出すべきじゃないかということですけど、この件に関してどうされますか。松永委員。

○委員（松永隆志君）

今、副委員長が「変更覚書」と言われておりましたけど、本来的にあとの性能試験にしろ何にしろ、どっちかというところの方が重要に、この前からの話題では実際に機種としての性能がどうだったかと。それはもう町田委員のほうはずっと作っていかれると思いますけれども、それはそれで呼ぶ段になって向こうに請求するように。どうせ請求したら、日本国内におられて生きておられたら、それはもうどうにかちゃんと（「調べようはあっです」の声あり）調べようはそんなときであるから。（「そうというて、文書出しようがなかるうもん。その会社に出す、会社のこれこれこういう人たちがおったということはわかるわけですね」の声あり）その辺の調べ方は、また牟田先生に。

○委員長（西口雪夫君）

先ほど田添委員が言われました、もう少し毅然とした態度を示すべきじゃないかということでしたけれども、その件に関しまして、皆さんどう、具体的に。

○委員（田添政継君）

1つは、個人情報ということと、この委員会との関係ですよ。個人情報であっても、こちらから資料請求した場合には提出しなければいけないという根拠をはっきりと相手に示すべきだとか、それから、文書規程のどの規程のどういうところにこの文書は保存の対象になっていないのかとかですね。具体的に、ずっとこの回答に基づいて再度やっぱり資料提出を求めるべきだと、それに応じない場合には、証人として来てもらってちゃんと証言をしてもらうとか、そういうことで、ずっと継続した取り組みにしていくべきだと思いますが。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっとアドバイスもらっていいですか。

○顧問弁護士（牟田伊宏君）

回答の内容を基本的に検討されたほうがいいです。例えば、今、この問題というのは、記録があるかどうか。あれば出してくれという問題、存在しない以上は存在しないことを非難することが目的ではないと思うんですよ。求める資料がないということであれば、ないことを前提とした調査を考えていかなきゃいけない。文書管理規程上は、具体的にその文書管理規程上のどういう根拠に基づいて破棄したのかとか、そこは、今、存在しないことについての非難というのがこの委員会の目的かという（「じゃないですね」の声あり）今回はちょっと違って、あと個人情報との関係ですと、一応、個人情報保護法は法令に基づく場合は個人情報の開示ができるとあるんですが、こちらとして、この記録、例えば社員の一覧表とか、これを求めた当時にこちらはこういった人が関与しているかわからないから、要求ということであれば、当時はある程度合理性があったのに、今なおその必要性があるかどうかというのを改めて検討していただきたい。

あと、変更覚書についての議事録の回答についてなんですけれども、これは松永委員がおっしゃったとおり、この回答を見ると、組合弊社間で作成していませんという意味で、双方が例えば、各自の押印をしたような資料は存在しないという回答の見方もあるんですよ。JFE側で、内部で作られた報告書であるとか、そういう変更覚書としての打合せに関して作成された資料が存在するかどうかというのは、この回答ではまだ明確にはなっていないのかなとは思いました。

そのJFE側の回答について、私の思うことは以上です。

○委員長（西口雪夫君）

はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

今、本当、先生言われたとおり、私もこの一番最後のほうで、会社の議事録、この書き方は本当ならば一番上のように書かれたら、ご請求のあれは文書管理規程ではありませんとはっきり言われたらよろうけれども、これはないと絶対言い切っとらさんわけですもんね。だから、やっぱりここはもう1回確認していただいたほうが。これはぜひともお願いいたします。

○委員長（西口雪夫君）

その変更覚書作成のためのあれですか、そのときの。

○委員（松永隆志君）

JFEさんとしての社内での報告等の文書というか、それはもう断片的、うちだって断片的にしか残っていないから、断片的かもしれないけれども、そういうのがないとは言っとらんとじゃないですか。

○委員長（西口雪夫君）

この1から4の中で、1から3は今までの提出資料の中でかなりもう確認できていますので、あと4だけどうですか、もう1回請求するということで。

(「文章を変えてな」の声あり) 文章を変えて、少し。

○委員 (柴田安宣君)

それと、もう1つは、もし可能であれば、当時サーモセレクト方式で動いているのはデモ機だけですよね。それに対するデータというのは、明らかに企業秘密ですからできないということを多分言うだろうと思うんですけども、それを基にその交渉をする過程で、果たしてこの人、どれぐらいのデータを基にこの会議に臨んだのかということが一番大事なポイントと思うものですから、そこら辺が、向こう出さんだろうと思うんですけども。そこら辺のデータがあれば一番わかりやすいんですけども、請求する方法はないもんですかね。

○委員長 (西口雪夫君)

松永委員。

○委員 (松永隆志君)

その辺を含めて、まずこれで陳述しておられる石河さんに、本当はもう技術的なことを私らのあれのレベルなんてもんじゃないんで、やっぱりその辺の話を聞いて、そして、ご相談しながらこちらのあれも、今の中身やなんかも、それからその辺の技術的ものというのは、やっぱりもう私らのよりどころにするあれというのは、もうこの石河さんの陳述書の中身だと思うんですよ。そして、一番知恵もお借りせんばいかん方だと思うんですよ。だから、その辺のところを詰めた上で、今、言われたのも、その先にあることかなという気がします。

○委員長 (西口雪夫君)

今回の委員会としての記録請求資料としては、どうしますか。

○委員 (松永隆志君)

的がどの辺の、ほら例えば、デモ機のあれのと言うたって何ば出すと。どこばですかと、デモ機の試験のデータなんて、それはもう山のように持つとらすと思うんですよ。その中で、的を絞って、この辺の、それば言えるかどうかといったら、恐らく、今、こうやられてもせいばどこで役立つけんが、この中で役立つ。それは向こうが、ほら、こっちの当局のように親切にその辺のよかところだけちゃんとして、わかりやすくして出してくれるかという逆ですもん。どこば出すかて、一番差し障りのないようなデータとあれしか出してこんわけですよ。

だから、まず、その請求に当たっても、本当にこの石河さんあたりの意見とか、どういうところを見ていけば、そういうふうなデモ機やなんかの性能

とかなんかは、もしあれならばどういうところに、あなたならばね、そういうところを資料として提出してもらったほうが、そしたら石河さんとしても判断つきますかとか、色んなことでそういう情報仕入れて、技術的なことについてはもっと詰めていったほうがよかつちやなかかな。

○委員長（西口雪夫君）

田添さんは、先ほどの牟田弁護士のご意見に対して、何かご意見ございませんか。

○委員（田添政継君）

だから、要するに確認はできないわけですけど、本当になのかというのは、みんな疑問に思っているわけです。だから、そこを相手が言われたとおりに、ただその資料提出を求めただけなので、ないと言われれば、ああそうですかで終わってしまうのかと、そういうところに私は疑問を感じますね。

だから、何らかの方法で、柴田副委員長も言われましたけど、少し角度を変えてとか、色んなことで、こういうデータがほかのところからはあるんだけれども、本当になのかとかいうことを含めて、もう少しやっぱり相手側に詰め寄ることは、この委員会としては必要じゃないかと私は思います。

○委員長（西口雪夫君）

はい、上田委員。

○委員（上田 篤君）

請求したら、私もそうしなくちゃいけないと思うんです。だから、それはそれとしてやりながら、証人尋問で当然そのJFEも尋問して、多分簡単には答えないはずですよ、1回ぐらいじゃですよ。そのときはやっぱり、後で言われるですけど、石河さんのお話を聞いて、石河さんとしては一体どう思うのかと、やっぱり2度、3度出頭を求めていくというやっぱりそれは必要だと思うんですね。（「そうですね」の声あり）1回なら当然すべて話しますてならんすもんね。ですから、やっぱり文書は文書、資料は資料として請求しながら、尋問も繰り返し請求すると、そう思います。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにごございませんか。

今回の委員会の中では、一応、後で今日の提出資料の中で調査しながら、この辺をもう少し具体的に話し合いをして、次回の委員会でもしよかったら提出請求する方法でいかがでしょうか。はい、町田委員。

○委員（町田康則君）

方法を考えたら、私はこの間からずっと話を聞いていて、ごみピットの中に水を大量に入れたと。最初、それば聞いたときに、水を入れたら燃えんごとなつとに、何でそがんことすつとかなというのがいちばん最初聞いたとき

そう思って、これを石河さんのほうを読んで理由がわかりました。そして、それに対して、やっぱりどうもこれはシリカの除去装置のために水が大量に要って、その除去装置を冷却するのに湿式冷却システムですか、それを採用しているために実際大量の排水が出てきたと。それをその産業廃棄物で処理するには大量の費用が掛るから、それを回避するために入れたんだと、ピットの中にですね。そんなの完全にごまかしですよ。だから、やっぱりこれは、きちっとした石河さんのほうの話は何回も聞いた状態でJFEに臨まないといけないというのをつくづく感じましたので、そこら辺を何か、来月、3月来ると言われたですかね。（「3月の予定」の声あり）できたら、それは3月でもその前にでも、今、1月ですから来ていただいて、私どもも、本当の対決するための理解を深めたいと思いますから、何とかそこら辺もう少し、3月前にもお願いしたいなと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。今回の資料請求につきましては、もう少し具体的に皆さんと話し合いをした上で、次回にでも請求するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員（田添政継君）

このエンジニアリングの丹野さんという方はどういう方ですか、肩書とか。（「どんな方ですか」の声あり）JFEの資料を持ってきてくださった人。この丹野さん、回答書の相手先。（「これを提出された方ですね」の声あり）はい。責任ある人なんですか。

○委員長（西口雪夫君）

書記、この辺のあれはわかりませんか。

○書記長（山田圭二君）

すみません、ちょっと私も詳しくは存じ上げませんので、後ほど。（「担当者やろ」「担当者でしょうね、事業部の」の声あり）

○委員（田添政継君）

それと委員長、甲第56号証はこれちょっと確認なんですけど、これは、これがたたき台で、変更覚書の協議に入ったということですか。

○委員長（西口雪夫君）

私はそうとらえていいんじゃないかなと思いますけれども。

○委員（田添政継君）

これからスタートということですか。

○委員長（西口雪夫君）

これからスタートでしょうね。

この後、皆さんと1回、元の変更覚書とこれをまた比較して、ちょっと調査しましょうか。（「うん、ですね」の声あり）上田委員。

○委員（上田 篤君）

さっき、この甲第56号証の一番右上に、平成15年9月17日と書いてあって、これがその協議の第1回目だと言われましたよね。（「はい」の声あり）最終的に、締結するまで何回されたんですか。（「十何回です」「10回だったか」の声あり）10回やったんですかね。（「10回か11回かやったよ」の声あり）

○委員（町田康則君）

平成16年12月22日に変更覚書されていますから、これからすると、1年ちょっと（「長いですもんね」の声あり）長いんですよ。だから、相当その変更覚書にあったはずなんです。1年以上あっていますからね。（「何か資料、何回したというのは」「ちょっと待ってください」「書いてあったぞ」「何か書いてあった」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

書記。

○書記長（山田圭二君）

組合から提出されております甲第30号証の3ですが、これが第3回目の2分の2という記録提出分です。第3回の2分の2の甲第30号証の3でございます。

○委員長（西口雪夫君）

この資料と、あと陳述書かれこれでかなり人は出てきますので、その辺で、証人尋問のほうでまたやりたいと思います。

じゃ、この件に関しましては具体的にまた話し合いをした上で決定するというのでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

では、次の議題に移ります。

「次年度予算について」に移りたいと思います。

本調査特別委員会の調査期間は、これまで協議してまいりましたように、本年8月の組合議会定例会において、調査内容の最終報告を行うという予定を2月の組合議会定例会で私から委員長報告として中間報告を行うということでいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

また、関連して、次年度に係わる調査経費の予算につきましては、同じく

2月の定例会において、委員会として上限額を定めて議案上程し、議決を得る必要がございます。つきましては、委員会閉会后に協議の場を持ちたいと存じます。

なお、調査経費の上限額を決定するものとし、議案上程の手續に関しましては、正副委員長に一任いただければと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

では、続きまして「今後のスケジュールについて」、第10回の予定を前回、平成24年2月14日、火曜日、午後1時から予定しております。スケジュールについてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

では、決定させていただきます。

その他、何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

では、以上をもちまして第9回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を閉会させていただきます。お疲れさんでした。

(午後10時45分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫